

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイみらいのカタチの約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しています。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、普通保険約款は、「契約基本約款」と「給付約款」で構成されます。

| 保険契約 | 普通保険約款 | |
|----------------|--------|-----------------------------|
| 終身保険 | 契約基本約款 | 終身保険（有配当2012）給付約款 |
| 養老保険 | 契約基本約款 | 養老保険（有配当2012）給付約款 |
| 年金保険 | 契約基本約款 | 年金保険（有配当2012）給付約款 |
| 定期保険 | 契約基本約款 | 定期保険（有配当2012）給付約款 |
| 生存給付金付定期保険 | 契約基本約款 | 生存給付金付定期保険（有配当2012）給付約款 |
| 3大疾病保障保険 | 契約基本約款 | 3大疾病保障保険（有配当2012）給付約款 |
| 継続サポート3大疾病保障保険 | 契約基本約款 | 継続サポート3大疾病保障保険（有配当2015）給付約款 |
| 特定重度疾病保障保険 | 契約基本約款 | 特定重度疾病保障保険（有配当2018）給付約款 |
| 身体障がい保障保険 | 契約基本約款 | 身体障がい保障保険（有配当2012）給付約款 |
| 介護保障保険 | 契約基本約款 | 介護保障保険（有配当2012）給付約款 |
| 入院総合保険 | 契約基本約款 | 入院総合保険（有配当2019）給付約款 |
| がん医療保険 | 契約基本約款 | がん医療保険（有配当2012）給付約款 |
| 特定損傷保険 | 契約基本約款 | 特定損傷保険（有配当2012）給付約款 |

○「契約基本約款」と「給付約款」に規定している内容はつぎのとおりです。

各保険契約に共通して適用される契約事項

保険金等のお支払いに関する事項など

「契約基本約款」にまとめて規定

契約基本約款では、ニッセイみらいのカタチで組み合わせることができる各保険契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

<規定内容の例>

- ・告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告とご契約の解除
- ・保険金額等の減額
- ・複数の保険契約を組み合わせるとして加入する場合の取扱い

独自の内容を「給付約款」に規定

給付約款では、保険金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

<規定内容の例>

- ・保険金等をお支払いできる場合
- ・保険金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付

特 約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ・リビング・ニーズ特約（2012）＊ | ・保険料クレジットカード扱特約 |
| ・保険料払込免除特約（2012） | ・保険料団体扱特約（甲） |
| ・個人年金保険料税制適格特約（2012） | ・保険料団体扱特約（乙） |
| ・保険契約の見直しに関する特約 | ・事業保険扱特約（2012）（甲） |
| ・特定契約の追加に関する特約 | ・事業保険扱特約（2012）（乙） |
| ・保険料口座振替扱特約 | |

＊リビング・ニーズ特約は、終身保険・養老保険・定期保険・生存給付金付定期保険・3大疾病保障保険・身体障がい保障保険・介護保障保険に自動的に付加されます。

別 表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。
※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕契約基本約款 第4条（保険料の払込）の規定の場合（第3項以下は省略）

第4条

第4条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

（1）第1回保険料の払込期月
責任開始の日から、その日を含めて、責任開始の日の属する月の翌月末日まで

第2号

（2）第2回以後の保険料の払込期月
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

（1）第1回保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

（2）第2回以後の保険料の保険料期間
（ア）払込方法（回数）が月払契約の場合
月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間
（イ）払込方法（回数）が年払契約の場合
契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間